

第1章 総則

第1条 (名称)

本研究会を、「子どもの咬合を考える会」と称する。

(以下本会という。)

第2条 (設立趣旨)

本会は、子どもの咬合や歯列に異常を来たす原因を知り、できるだけ早期に最適な対応をして、子どもの健全な咬合育成を促すことを基本理念とする。

このために咬合育成に関する諸問題を幅広く学習・研鑽し、その技術を習得し、日常臨床の場に活かし、“不正咬合の予防”に務めると共に、これを広く普及することを目的とする。

第3条 (事務局)

本会の事務局を次の住所に定める

〒603-8054 京都市北区上賀茂桜井町 100 Brillia 北山 1 階
こささ歯科こども矯正クリニック内
TEL075-721-5511 fax075-705-2255

第2章 事業

第4条 (事業)

本会は第2条の目的を達成するために、次の行事を行う。

1. 毎月の定例会の開催
2. 年2・3回の会員研修会の開催
3. 特別講演会等の開催
4. その他、本会の目的を達成する為に必要な事業
 - i 総会・臨時総会
 - ii 他の学会等での発表
 - iii その他

第3章 会員

第5条 (資格)

本会は、次の会員を持って構成する。

1. 次の歯科医師及び医療関係有資格者を会員とする
 - ① 本会の趣旨に賛同し、積極的に会行事へ参加・協力する者
 - ② 会費の納入、定例会での発表等、会員の義務を果たす者

第4章 役員

第6条 (役員の種類)

本会に次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名
3. 理事 若干名
4. 監事 2名
5. 相談役 若干名
6. その他役員会で承認された役員(会長補佐・特別講演会大会長・副大会長等)

第7条 (役員を選任)

役員を選任方法は次の通りとする。

1. 会長及び監事は、役員会において会員の中から選出し、総会で承認を得る。但し、監事は他の役員を兼ねることはできない。
2. 副会長・理事・相談役は会長の任命により会員の中から選出する。

第8条 (役員任期)

1. 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
2. 役員欠員を補充した時の任期は、前任者の在任期間とする。

第5章 会議

第9条 (会議の種類)

1. 本会は、総会、役員会等の会議を行う。
2. 総会は会員を持って構成する。
3. 総会は会員の出席をもって成立する。(第4項の代理人による議決権行使数及び代理人の無い委任状を含む) 出席者が過半数であることが望ましい。
4. 会員は本会の会員を代理人として議決権を行使することが出来る。
5. 代理人名の記載のない委任状は、議決権を有さない。

第6章 会計

第10条 (会計年度)

本会の会計年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。

第11条 (経費)

本会の経費は、入会金、会費、特別講演会収益及び雑収入を持ってこれにあてる。

第12条 (入会)

新入会員は、入会金として15,000円(HP負担金を含む)を本会に納める。

第13条 (会費)

1. 本会の会費は、年度ごとに会が指定する期日までに納入するものとする。

(会費の詳細は別章にて定める)

2. 本会は、必要ある場合は、役員会の決議により、臨時会費を徴収することができる。
3. 一旦納入された会費は、いかなる理由をもっても返却しない。

第14条 (会計)

1. 前年度決算及び翌年度予算は、役員会の議を経た上、これを総会に提出し、その承認を得なければならない。
2. 決算報告については、監事の監査を受けなければならない。

第7章 会員の資格・特典

第15条 (義務と権利)

本会の会員は第5条第1項の義務を果たすことにより資格を得、特典を受ける権利を有する。

第16条 (義務)

1. 年会費 36,000 円及び役員会にて決定した臨時会費等の会費支払いの義務を持つ。(途中入会は当年度の月割残額(5月までの分)を一括して支払う) 災害や感染症などの特殊な条件下では、役員会で決定の上、年会費の変更をすることができる。
2. 定例会での発表は抽選により順番で例会発表を担当する。
3. 会の運営に必要な協力をしなければならない。
4. 役員会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、会員は例会もしくは例会代替の会合に年度中1回は必ず出席するものとする。出席しない場合は、退会とする。

第17条 (特典)

1. 会行事への無料参加
2. HP 掲載
3. メールリングリストへの登録
4. 症例相談
5. 会所有の DVD の貸出
6. 共同購入の利用
7. 会員スタッフの会行事への参加費の優待
8. 当会が指定する講習会受講料の優待
9. 当会が指定する業者商品の優待
10. 必要な情報の提供

第8章 会員資格の喪失

第 18 条 (会員の資格喪失) 会員は、退会及び除名によってその資格を喪失する。

第 19 条 (退会)

1. 会員は、退会しようとする場合には速やかにその旨を会長に申し出て、本会事務局に届け出るものとする。

但し、年度途中であっても第 13 条に基づき会費の返金はない。

(未納分は納入すること)

2. 会員で所定の会費の納入が連絡なく 1 年間未納の時は、退会したものとみなす。

(未納分は納入すること)

第 20 条 (除名)

会員で、本会の名誉を毀損する行為があった場合、また、著しく本会の目的に反する行為があった場合、役員会の決議により、この会員を除名することが出来る。

第 9 章 改正

第 21 条 (改正の手続き)

会則の改正は、役員会において発議し、総会において承認を得る。

第 10 章 補則

第 22 条 (施行期日)

1. 発足 本会の発足は 1995 年 8 月 6 日 である。

2. 施行 本会則は、2014 年 1 月 15 日からこれを施行する。

3. 2016 年 6 月 15 日 改定

4. 2017 年 6 月 4 日 改定

5. 2018 年 6 月 1 日 改定

6. 2019 年 6 月 16 日 改定

7. 2020 年 6 月 17 日 改定

8. 2021 年 11 月 17 日 改定

9. 2022 年 6 月 15 日 改定

10. 2023 年 7 月 9 日 改定

以上

2014 年 1 月 15 日制定

子どもの咬合を考える会

細則

第1条 (オブザーバー)

本会の趣旨に賛同する本会員以外の者は定例会を見学することができる。

- ① オブザーバーとしての参加は2回までとする。
- ② オブザーバーは見学の際、当日会費を納入する。
- ③ オブザーバーは見学の際は、写真撮影、録音・録画は禁止する。
- ④ 入会に際してはオブザーバー参加を前提とする。

第2条

HPの相談できる歯科医院掲載は入会1年以上経過後で、かつ会行事に積極的に参加した者に限る。